

1-8 無窓階の解説

消防法施行令第10条
消防法施行規則第5条の3

1 無窓階

建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。

なお、無窓階以外の階の判定については、次の2及び後述「避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準」によること。

2 無窓階以外の階

(1) 1階以上の階の場合

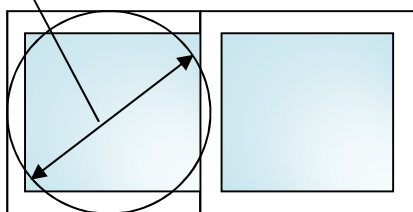
直径50センチメートル以上の円が内接することができる開口部【図A】の有効開口面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えていること。（以下「普通階」という。）

(2) 1階以下の階の場合

直径1メートル以上の円が内接することができる開口部【図B】又は幅及び高さがそれぞれ75センチメートル以上及び1.2メートル以上の開口部【図C】を2以上有し、かつ、普通階であること。

【図A】 直径50cm以上の円が内接することができる開口部

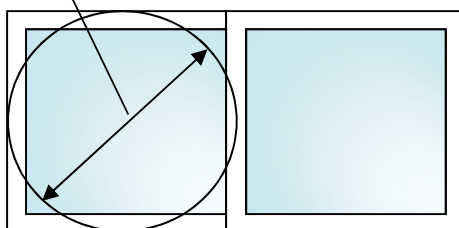
直径50cm以上



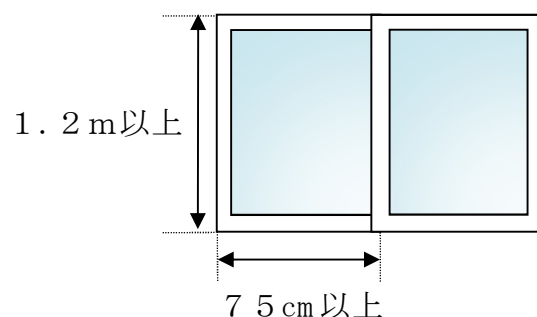
※図は引き違い窓の場合の例

【図B】 直径1m以上の円が内接することができる開口部

直径1m以上



【図C】 幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部



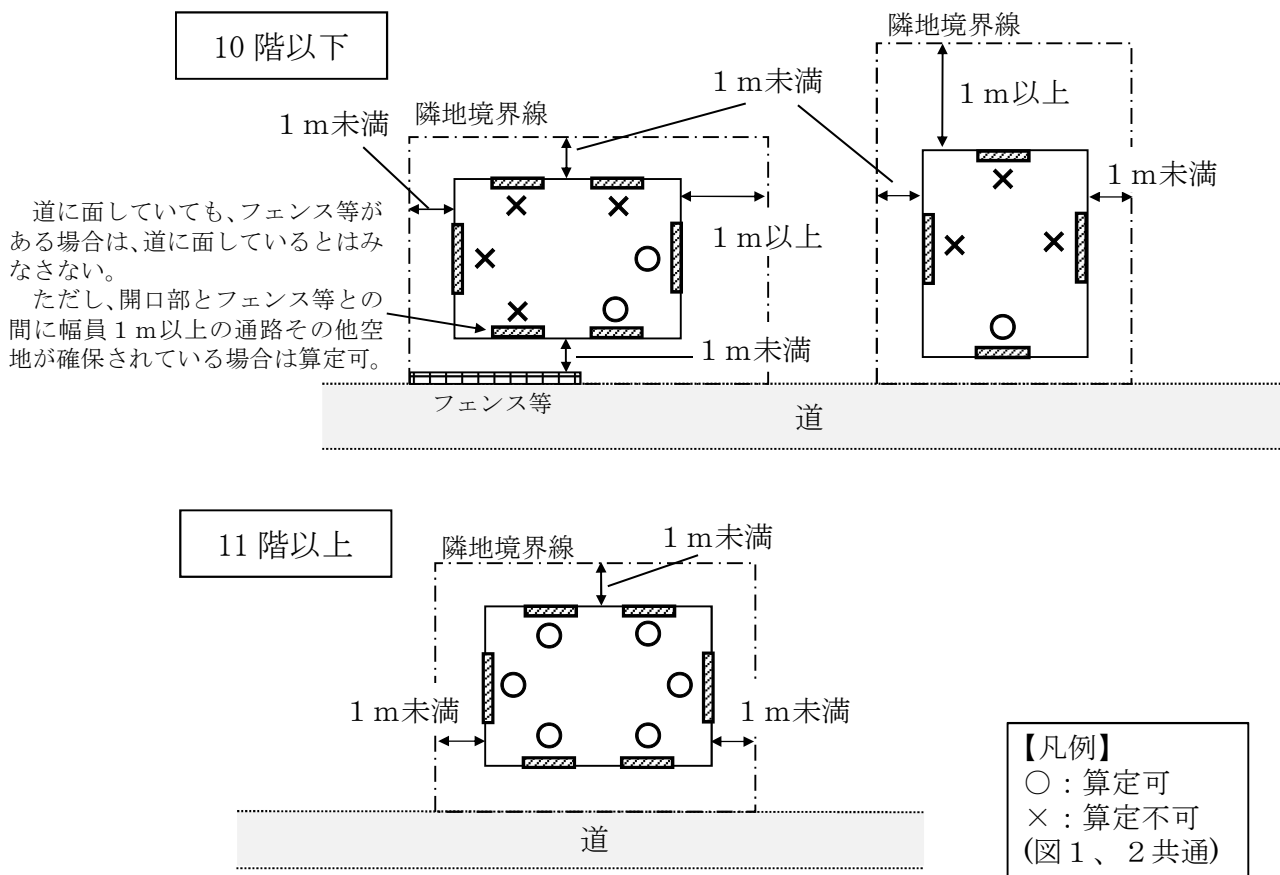
(3) 前記(1)及び(2)の図A、図B及び図Cの開口部は、次の条件に該当すること。

- ア 床面から開口部の下端までの高さは、1.2メートル以内であること。
 - イ 開口部は、道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路その他の空地に面したものであること。(1階以上の階の場合は除く。)
- また、通路その他の空地の取り扱いについては、次の(ア)から(ウ)によること。
- (ア) 駐車車両(原動機付自転車、自動二輪車を含む。)は、固定物として取り扱うこと。
 - (イ) 植栽を設ける場合は、地被植物とすること。
 - (ウ) 門扉、フェンス等を設ける場合は、次のa又はbのいずれかによること。
 - a 有効幅0.75メートル以上を有する門扉(避難及び消火活動上支障がないものに限る。)を設けること。
 - b 容易に乗り越えることができる高さ(地盤面から高さ1.2メートル以下。)とすること。

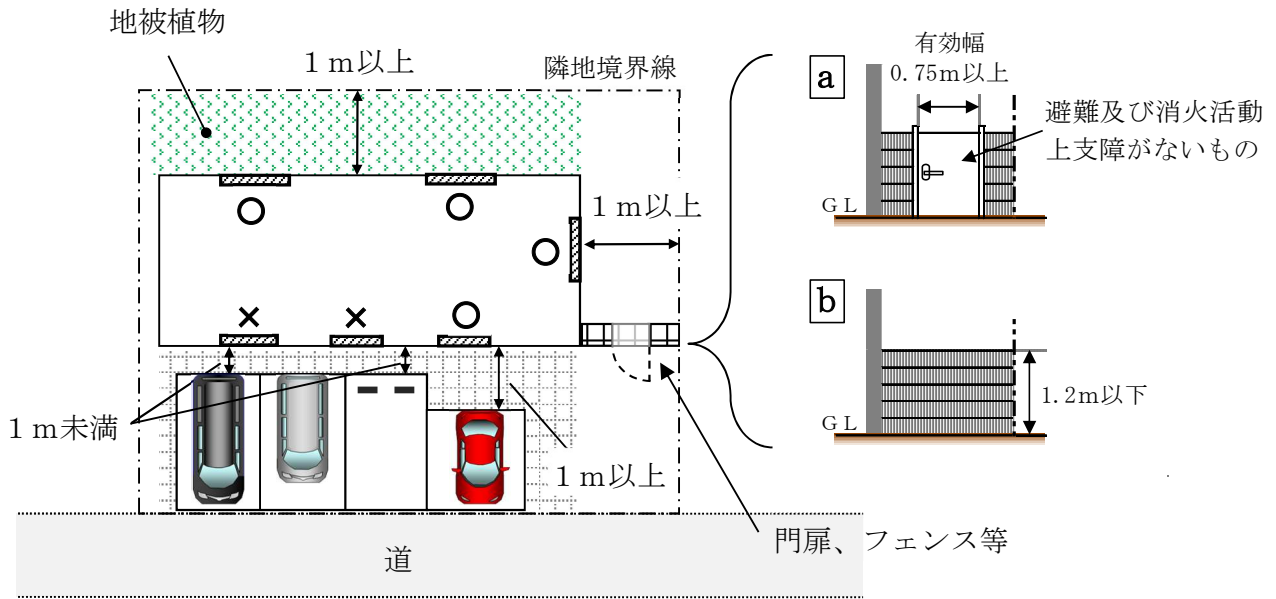
【図1】 【図2】

ウ 開口部は、内部から容易に避難できるとともに、外部からも容易に進入できるものであること。

エ 開口部の扉、窓等は、容易に開放できるよう常時良好な状態に維持管理されていること。



【図1】



【図 2】